

学校法人加計学園 寄附行為

第 1 章 総 則

(名 称)

第 1 条 この法人は、学校法人加計学園と称する。

(事務所の所在地)

第 2 条 この法人は、事業所を岡山県岡山市北区理大町 1 番 1 号におく。

(目 的)

第 3 条 この法人は、教育基本法及び学校教育法に従い、建学の理念「ひとりひとりの若人が持つ能力を最大限に引き出し、技術者として社会人として社会に貢献できる人材を養成する」に基づいて、学校教育を行うことを目的とする。

(設置する学校)

第 4 条 この法人は、前条の目的を達成するため、次に掲げる学校を設置する。

(1) 岡 山 理 科 大 学 大 学 院

理 学 研 究 科

工 学 研 究 科

総 合 情 報 研 究 科

生 物 地 球 学 科 研 究 科

理 学 部

応 用 数 学 科

化 学 科

応 用 物 理 学 科

基 礎 理 学 科

生 物 化 学 科

臨 床 生 命 学 科 科

動 物 学 科

工 学 部

バ イ オ ・ 応 用 化 学 科

機 械 シ ス テ ム 工 学 科

電 気 電 子 シ ス テ ム 学 科

情 報 工 学 科

知 能 機 械 工 学 科

生 命 医 療 工 学 科

建 築 学 科

総 合 情 報 学 部

情 報 科 学 科

社 会 情 報 学 科

生 物 地 球 学 部

生 物 地 球 学 科

教 育 学 部

初 等 教 育 学 科

中 等 教 育 学 科

經營学部
經營学科
獸医学部
獸医学科
獸医保健看護学科

(2) 倉敷芸術科学大学

大学院
芸術研究科
産業科学技術研究科
人間文化研究科
芸術学部
メディア映像学科
デザイン芸術学科
産業科学技術学部
経営情報学科
生命科学部
生命科学科
健康科学科
動物生命科学科
生命医科学科
危機管理学部
危機管理学科
大学院(通信制)
芸術研究科
産業科学技術研究科
人間文化研究科

(3) 千葉科学大学

大学院
薬学研究科
危機管理学研究科
看護学研究科
薬学部
薬学科
生命薬科学科
危機管理学部
危機管理学科
環境危機管理学科
保健医療学科
航空技術危機管理学科
動物危機管理学科
看護学部

(4) 岡山理科大学附属高等学校

全日制課程
教育学科
普通科

機 械 科
通 信 制 課 程
(広 域) 普 通 科

- (5) 岡山理科大学附属中学校
- (6) 岡山理科大学専門学校

工 業 専 門 課 程
商 業 実 務 専 門 課 程
文 化 ・ 教 養 専 門 課 程

- (7) 玉野総合医療専門学校

医 療 専 門 課 程
教 育 ・ 社 会 福 祉 専 門 課 程

(収益事業)

第 4 条の2 この法人は、その収益を学校の運営に充てるため、次に掲げる収益事業を行う。

- (1) 保育所 (御影インターナショナルこども園)
- (2) 学童保育 (M-KISS)
- (3) 外国語会話教授業 (M-KISS)

(総 長)

第 5 条 この法人に総長をおく。

- 2 総長は理事会において選任する。
- 3 総長は前条の各学校の教学を総括する。

(顧 問)

第 6 条 この法人に顧問をおくことができる。

- 2 顧問は、学識経験者のうちから理事会の意見を聞いて、理事長が委嘱する。
- 3 顧問は、この法人の業務について理事長の諮問に答える。
- 4 顧問の任期その他必要な事項は、理事長が定める。

第 2 章 役員及び理事会

(役 員)

第 7 条 この法人に、次の役員をおく。

- (1) 理 事 9人以上13人以内
- (2) 監 事 2人

- 2 理事のうち1人を理事長とし、理事総数の過半数の議決により選任する。理事長の職を解任するときは、理事総数の5分の4の議決により解任する。

(理事の選任)

第 8 条 理事は、次の各号に掲げる者とする。

- (1) この法人の設置する学校の学長及び校長のうちから理事会において選任した者2人以上3人以内。
- (2) 学識経験者及びこの法人に特別の功労のあったものうちから理事会において選任した者6人以上8人以内。
- (3) 評議員のうちから評議員会において選任した者1人又は2人。

- 2 前項第1号及び第3号に規定する理事は、学長、校長又は評議員の職を退いたときは理事の職を失うものとする。

(監事の選任)

第 9 条 監事は、この法人の理事、職員 (総長、学長、校長、教員その他の職員を含む。以下同

じ。)又は評議員以外の者であつて、評議員会の同意を得て、理事長が選任する。

(役員任期)

第 10 条 役員(第 8 条第 1 項第 1 号に規定する理事を除く。この条中以下同じ)の任期は 4 年とする。

2 補欠又は、他の役員任期中に選任された役員任期は前任者又は他の現任者の残任期間とする。

3 役員は、再任されることできる。

4 役員は、その任期満了の後でも後任者が選任されるまでは、なおその職務を行う。

(役員補充)

第 11 条 理事又は監事のうち、その定数の 5 分の 1 をこえるものが欠けたときは、1 月以内に補充しなければならない。

(役員解任及び退任)

第 12 条 役員が次の各号の 1 に該当するに至ったときは、理事総数の 4 分の 3 以上出席した理事会において、理事総数の 4 分の 3 以上の議決及び評議員会の議決によりこれを解任することができる。

(1) 法令の規定又はこの寄附行為に重大な違反があつたとき。

(2) 心身の故障のため職務の執行に堪えないとき。

(3) 職務上の義務に重大な違反があつたとき。

(4) 役員たるにふさわしくない重大な非行があつたとき。

2 役員は次の事由によって退任する。

(1) 任期の満了。

(2) 辞任。

(3) 学校教育法第 9 条各号に掲げる事由に該当するに至つたとき。

(理事長職務)

第 13 条 理事長は、この法人を代表し、その業務を総理する。

(理事の代表権の制限)

第 14 条 理事長たる理事以外の理事は、この法人の行う業務についてこの法人を代表しない。

(理事長職務の代理又は代行)

第 15 条 理事長に事故があるとき、又は理事長が欠けたときは、あらかじめ理事会において指名された理事が、その職務を代理し、又はその職務を行う。

(監事職務)

第 16 条 監事は、次の各号に掲げる職務を行う。

(1) この法人の業務を監査すること。

(2) この法人の財産の状況を監査すること。

(3) この法人の業務又は財産の状況について、毎会計年度、監査報告書を作成し、当該会計年度終了後 2 月以内に理事会及び評議員会に提出すること。

(4) 第 1 号又は第 2 号の規定による監査の結果、この法人の業務又は財産に関し不正の行為又は法令若しくは寄附行為に違反する重大な事実があることを発見したときは、これを所轄庁に報告し、又は理事会及び評議員会に報告すること。

(5) 前号の報告をするために、必要があるときは、理事長に対して評議員会の招集を請求すること。

(6) この法人の業務又は財産の状況について、理事会に出席して意見を述べること。

(理事会)

第 17 条 この法人に理事をもって組織する理事会を置く。

2 理事会は、この法人の業務を決し、理事の職務の執行を監督する。

3 理事会は、理事長が招集する。

- 4 理事長は、理事総数の3分の2以上の理事から会議に付議すべき事項を示して理事会の招集を請求された場合には、その請求のあった日から7日以内に、これを招集しなければならない。
- 5 理事会を招集するには、各理事に対して、会議開催の場所及び日時並びに会議に付議すべき事項を書面により通知しなければならない。
- 6 前項の通知は、会議の7日前までに発しなければならない。ただし、緊急を要する場合は、この限りでない。
- 7 理事会に議長をおき、理事長をもってあてる。
- 8 理事長が第4項の規定による招集をしない場合には、招集を請求した理事全員が連名で理事会を招集することができる。この場合における理事会の議長は、出席理事の互選によって定める。
- 9 理事会は、この寄附行為に別段の定めがある場合を除くほか、理事総数の過半数の理事が出席しなければ、会議を開き、議決することができない。ただし、第12項の規定による除斥のため、過半数に達しないときは、この限りでない。
- 10 前項の場合において理事会に付議される事項につき書面をもって、あらかじめ意思を表示した者は、出席者とみなす。
- 11 理事会の議事は、法令に特別の規定がある場合及びこの寄附行為に別段の定めがある場合を除くほか、出席した理事の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。
- 12 理事会の決議について、直接の利害関係を有する理事は、その議事の議決に加わることができない。
(業務の決定の委任)

第18条 法令及びこの寄附行為の規程により評議員会に付議しなければならない事項その他この法人の業務に関する重要事項以外の決定であつて、あらかじめ理事会において定めたものについては、理事会において指名した理事に委任することができる。

(議事録)

- 第19条 議長は、理事会の開催の場所及び日時並びに議決事項及びその他の事項について、議事録を作成しなければならない。
- 2 議事録には、出席した理事全員が署名押印し、常にこれを事務所に備えておかななければならない。

第3章 評議員会及び評議員

(評議員会)

- 第20条 この法人に評議員会を置く。
- 2 評議員会は、23人以上32人以内の評議員をもって組織する。
- 3 評議員会は、理事長が招集する。
- 4 理事長は、評議員総数の3分の1以上の評議員から会議に付議すべき事項を示して評議員会の招集を請求された場合には、その請求のあった日から20日以内にこれを招集しなければならない。
- 5 評議員会を招集するには、各評議員に対して、会議開催の場所及び日時並びに会議に付議すべき事項を、書面により通知しなければならない。
- 6 前項の通知は、会議の7日前までに発しなければならない。ただし、緊急を要する場合は、この限りでない。
- 7 評議員会に議長をおき、互選によって定める。
- 8 評議員会は、評議員総数の過半数の出席がなければ、その議事を開き、議決することができない。ただし、当該議事につき書面をもってあらかじめ意思を表示した者は出席者とみなす。
- 9 評議員会の議事は、出席した評議員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。
- 10 前項の場合において、議長は、評議員として議決に加わることができない。

(議 事 録)

第 21 条 第 19 条の規定は、評議員会の議事録について準用する。この場合において、同条第 2 項中「出席した理事全員」とあるのは、「議長及び出席した評議員のうちから互選された評議員 2 人以上」と読み替えるものとする。

(諮 問 事 項)

第 22 条 次の各号に掲げる事項については、理事長においてあらかじめ評議員会の意見を聞かなければならない。

- (1) 予算、借入金（当該年度内の収入をもって償還する一時の借入金を除く）基本財産並びに運用財産中の不動産及び積立金の処分。
- (2) 事業計画
- (3) 予算外の新たな義務の負担又は権利の放棄。
- (4) 寄附行為の変更。
- (5) 収益事業に関する重要事項
- (6) 合併
- (7) 目的たる事業の成功の不能による解散。
- (8) その他この法人の業務に関する重要事項で理事長において必要と認めるもの。

(評議員会の意見具申等)

第 23 条 評議員は、この法人の業務若しくは財産の状況又は役員の業務執行の状況について、役員に対して意見を述べ、若しくはその諮問に答え、又は役員から報告を徴することができる。

(評議員の選任)

第 24 条 評議員は、次の各号に掲げるものとする。

- (1) この法人の設置する学校の学長及び校長のうちから理事会において選任した者 2 人以上 3 人以内
- (2) この法人の職員のうちから評議員会において選任した者 4 人又は 5 人
- (3) 学識経験者のうちから理事会において選任した者 15 人以上 21 人以内
- (4) この法人の設置する学校を卒業した者で年令 25 才以上のものうちから理事会において選任した者 2 人又は 3 人

2 前項第 1 号及び第 2 号に規定する評議員はこの法人の職員の地位を退いたときは、評議員の職を失うものとする。

(任 期)

第 25 条 評議員（第 24 条第 1 項第 1 号の評議員を除く。以下この条中同じ。）の任期は 3 年とする。

2 第 10 条第 2 項第 3 項及び第 4 項の規定は評議員の任期等に準用する。この場合において、第 10 条中「役員」とあるのは、「評議員」と読み替えるものとする。

(評議員の解任及び退任)

第 26 条 評議員が次の各号の一に該当するに至ったときは、評議員総数の 3 分の 2 以上の議決により、これを解任することができる。

- (1) 心身の故障のため職務の執行に堪えないとき。
- (2) 評議員たるにふさわしくない重大な非行があったとき。

2 評議員は次の事由によって退任する。

- (1) 任期の満了。
- (2) 辞任。

第 4 章 資産及び会計

(資 産)

第 27 条 この法人の資産は財産目録記載のとおりとする。

(資産の区分)

第 28 条 この法人の資産は、これを分けて基本財産、運用財産及び収益事業用財産の 3 種とする。

2 基本財産は、この法人の設置する学校に必要な施設及び設備又はこれらに要する資金とし、財産目録中基本財産の部に記載する財産及び将来基本財産に編入された財産とする。

3 運用財産は、この法人の設置する学校の経営に必要な財産とし、財産目録中運用財産の部に記載する財産及び将来運用財産に編入された財産とする。

4 収益事業用財産は、この法人の収益を目的とする事業に必要な財産とし、財産目録中収益事業用財産の部に記載する財産及び将来収益事業用財産に編入された財産とする。

5 寄附金品については、寄附者の指定がある場合にはその指定に従って基本財産、運用財産又は収益事業用財産に編入する。

(基本財産の処分の制限)

第 29 条 基本財産は、これを処分し、又は担保に供してはならない。ただし、この法人の事業の遂行上やむを得ない事由があるときは、理事会において理事総数の 3 分の 2 以上の議決を得て、その一部に限り処分し又は担保に供することができる。

(積立金の保管)

第 30 条 基本財産及び運用財産中の積立金は、理事長が保管し、管理の方法は理事会の議決を得て定める。

(経費の支弁)

第 31 条 この法人の設置する学校の経営に関する費用は、基本財産並びに運用財産中の不動産及び積立金から生ずる果実、授業料収入、入学金収入、検定料収入その他の運用財産をもって支弁する。

(会 計)

第 32 条 この法人の会計は学校法人会計基準により行う。

2 この法人の会計は、学校の経営に関する会計（以下「学校会計」という。）及び収益事業に関する会計（以下「収益事業会計」という。）に区分するものとする。

(予算及び事業計画)

第 33 条 この法人の予算及び事業計画は、毎会計年度開始前に、理事長が編成して、理事会において出席した理事の 3 分の 2 以上の議決を得なければならない。これに重要な変更を加えようとするときも、同様とする。

(予算外の新たな義務の負担又は権利の放棄)

第 34 条 予算をもって定めるものを除くほか、新たな義務の負担をし、又は権利の放棄をしようとするときは、理事会において出席した理事の 3 分の 2 以上の議決がなければならない。借入金（当該会計年度の収入をもって償還する一時の借入金を除く）についても同様とする。

(決算及び実績の報告)

第 35 条 決算は毎会計年度終了後 2 月以内に作成し、監事の意見を求めるものとする。

2 理事長は毎会計年度終了後 2 月以内に、決算及び事業の実績を評議員会に報告し、その意見を求めなければならない。

3 決算上剰余を生じたときは、その一部又は全部を基本財産若しくは運用財産に編入し、又は次会計年度に繰り越すものとする。

4 収益事業会計の決算上利益金を生じたときは、その一部又は全部を学校会計に繰り入れなければならない。

(財産目録等の備付け及び閲覧)

第 36 条 この法人は、毎会計年度終了後 2 月以内に財産目録、貸借対照表、収支計算書及び事業報告書を作成しなければならない。

2 この法人は、前項の書類及び第 16 条第 3 号の監査報告書を事務所に備えて置き、この法人の設置する私立学校に在学する者その他の利害関係人から請求があった場合には、正当な理由がある場合を除いて、これを閲覧に供しなければならない。

(資産総額の変更登記)

第 37 条 この法人の資産総額の変更は毎会計年度末の現在により、会計年度終了後 2 月以内に登記しなければならない。

(会計年度)

第 38 条 この法人の会計年度は 4 月 1 日に始まり、翌年 3 月 31 日に終わるものとする。

第 5 章 解散・合併

(解 散)

第 39 条 この法人は、次の各号に掲げる事由によって解散する。

(1) 理事会における理事総数の 3 分の 2 以上の議決及び評議員会の議決

(2) この法人の目的たる事業の成功の不能となった場合における出席した理事の 3 分の 2 以上の議決

(3) 合 併

(4) 破 産

(5) 文部科学大臣の解散命令

2 前項第 1 号に掲げる事由による解散にあつては文部科学大臣の認可を、同項第 2 号に掲げる事由による解散にあつては文部科学大臣の認定を受けなければならない。

(残余財産の帰属者)

第 40 条 この法人が解散した場合（合併又は破産によって解散した場合を除く。）における残余財産は解散のときにおける理事会において出席した理事の 3 分の 2 以上の議決により選定した学校法人又は教育の事業を行う公益法人に帰属する。

(合 併)

第 41 条 合併しようとするときは、理事会において理事総数の 3 分の 2 以上の議決を得なければならない。

2 合併は文部科学大臣の認可を受けなければその効力を生じない。

第 6 章 寄附行為の変更

(寄附行為の変更)

第 42 条 この寄附行為を変更しようとするときは、理事会において出席した理事の 3 分の 2 以上の議決を得て、文部科学大臣の認可を受けなければならない。

2 私立学校法施行規則に定める届出事項については、前項の規定にかかわらず、理事会において出席した理事の 3 分の 2 以上の議決を得て、文部科学大臣に届け出なければならない。

第 7 章 公告の方法その他

(書類及び帳簿の備付)

第 43 条 この法人は、第 36 条第 2 項の書類のほか次の各号に掲げる書類及び帳簿を、常に事務所に備えておかなければならない。

(1) 寄附行為

(2) 役員及び評議員の名簿及び履歴書

(3) 収入及び支出に関する帳簿及び証ひょう書類

(4) その他必要な書類及び帳簿

(公告の方法)

第 44 条 この法人の公告は、学校法人加計学園の掲示場に掲示して行う。

(施行細則)

第 45 条 この寄附行為の施行についての細則、その他この法人及びこの法人の設置する学校の管理及び運営に関して必要な事項は理事会において定める。

附 則

この法人の設立当初の役員は次のとおりとする。

理 事	加 計	勉
理 事	長 尾	清 一 郎
理 事	日 下	孝 二
理 事	神 崎	栄 一 郎
理 事	土 井	悟
理 事	杉 本	康 道
監 事	米 田	博
監 事	木 村	明

附 則

この寄附行為は昭和 36 年 9 月 20 日から施行する。

附 則

この寄附行為は昭和 39 年 1 月 25 日から施行する。

附 則

この寄附行為は昭和 44 年 2 月 10 日から施行する。

附 則

この寄附行為は昭和 49 年 3 月 28 日から施行する。

附 則

この寄附行為は昭和 50 年 4 月 14 日から施行する。

附 則

この寄附行為は昭和 51 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この寄附行為は昭和 51 年 5 月 25 日から施行する。

附 則

この寄附行為は昭和 53 年 7 月 18 日から施行する。

附 則

この寄附行為は昭和 55 年 7 月 30 日から施行する。

附 則

この寄附行為は昭和 60 年 12 月 25 日から施行する。

附 則

この寄附行為は昭和 61 年 3 月 28 日から施行する。

附 則

この寄附行為は昭和 62 年 12 月 14 日から施行する。

附 則

この寄附行為は昭和 62 年 12 月 23 日から施行する。

附 則

この寄附行為は平成 2 年 3 月 19 日から施行する。

附 則

この寄附行為は平成 3 年 12 月 20 日から施行する。

附 則

(施行期日)

平成 4 年 1 月 7 日文部大臣認可のこの寄附行為は、平成 4 年 4 月 1 日から施行する。

(岡山理科大学附属高等学校の全日制課程電子科の存続に関する経過措置)

岡山理科大学附属高等学校の全日制課程電子科は、改正後の寄附行為第 4 条第 2 号の規定にかかわらず平成 4 年 3 月 31 日に当該学科に在学するものが当該学科に在学しなくなるまでの間、存続するものとする。

附 則

この寄附行為は、文部大臣の認可の日（平成 6 年 12 月 21 日）から施行する。

ただし、現役員及び認可後就任した役員の任期は、改正後の寄附行為第 13 条第 1 項（第 10 条第 1 項第 1 号に規定する理事を除く）の規定にかかわらず、平成 8 年 5 月 31 日までとする。また現評議員及び認可後就任した評議員の任期（第 20 条第 1 項第 1 号の評議員を除く）は、平成 7 年 5 月 31 日までとする。

附 則

この寄附行為は、文部大臣の認可の日（平成 8 年 12 月 19 日）から施行する。

附 則

この寄附行為は、文部大臣の認可の日（平成 9 年 12 月 19 日）から施行する。

附 則

この寄附行為は、文部大臣の認可の日（平成10年5月13日）から施行する。
ただし、現評議員及び認可後就任した評議員の任期（第20条第1項第1号の評議員を除く）は、平成10年5月31日までとする。

附 則

この寄附行為は、文部大臣の認可の日（平成10年8月14日）から施行する。

附 則

この寄附行為は、文部大臣の認可の日（平成10年12月22日）から施行する。

附 則

（施行期日）

平成11年10月7日文部大臣認可のこの寄附行為は、平成12年4月1日から施行する。

（倉敷芸術科学大学の教養学部の存続に関する経過措置）

倉敷芸術科学大学の教養学部は改正後の寄附行為第4条第2号の規定にかかわらず平成12年3月31日に当該学部に進学する者が当該学部に進学しなくなるまでの間存続するものとする。

附 則

この寄附行為は、文部大臣の認可の日（平成11年12月22日）から施行する。

附 則

（施行期日）

平成11年12月28日文部大臣認可のこの寄附行為は、平成12年4月1日から施行する。

附 則

（施行期日）

平成12年6月9日文部大臣認可のこの寄附行為は、平成13年4月1日から施行する。

（岡山理科大学 総合情報学部 数理情報学科及び倉敷芸術科学大学 産業科学技術学部 機能物質化学科の存続に関する経過措置）

岡山理科大学 総合情報学部 数理情報学科及び倉敷芸術科学大学 産業科学技術学部 機能物質化学科は、改正後の寄附行為第4条第1号及び第2号の規定に関わらず平成13年3月31日に当該学科に進学する者が当該学科に進学しなくなるまでの間存続するものとする。

附 則

（施行期日）

この寄附行為は、文部大臣の認可の日（平成12年7月21日）から施行する。

附 則

（施行期日）

この寄附行為は、文部大臣の認可の日（平成12年12月21日）から施行する。

附 則

（施行期日）

平成12年12月21日文科大臣認可のこの寄附行為は、平成13年4月1日から施行する。

附 則

平成12年12月21日文科大臣認可のこの寄附行為は、平成13年4月1日から施行する。

(岡山理科大学 工学部 機械工学科の存続に関する経過措置)

岡山理科大学 工学部 機械工学科は、改正後の寄附行為第4条第1号の規定にかかわらず平成13年3月31日に当該学科に在学する者が当該学科に在学しなくなるまでの間存続するものとする。

附 則

(施行期日)

この寄附行為は、文部科学大臣の認可の日（平成13年9月14日）から施行する。

附 則

平成13年9月28日文部科学大臣認可のこの寄附行為は、平成14年4月1日から施行する。

(岡山理科大学 総合情報学部 シミュレーション物理学科の存続に関する経過措置)

岡山理科大学 総合情報学部 シミュレーション物理学科は、改正後の寄附行為第4条第1号の規定にかかわらず平成14年3月31日に当該学科に在学する者が当該学科に在学しなくなるまでの間存続するものとする。

附 則

この寄附行為は、文部科学大臣の認可の日（平成13年12月20日）から施行する。

附 則

(施行期日)

この寄附行為は、文部科学大臣の認可の日（平成14年1月30日）から施行する。

附 則

(施行期日)

平成14年6月3日文部科学大臣認可のこの寄附行為は、平成15年4月1日から施行する。

(倉敷芸術科学大学 産業科学技術学部 ソフトウェア学科の存続に関する経過措置)

倉敷芸術科学大学 産業科学技術学部 ソフトウェア学科は、改正後の寄附行為第4条第2号の規定にかかわらず平成15年3月31日に当該学科に在学する者が当該学科に在学しなくなるまでの間、存続するものとする。

附 則

この寄附行為は、文部科学大臣認可の日（平成14年12月19日）から施行する。

附 則

(施行期日)

この寄附行為は、文部科学大臣認可の日（平成15年2月10日）から施行する。

附 則

この寄附行為は、文部科学大臣認可の日（平成15年11月27日）から施行する。

附 則

平成16年3月2日 文部科学大臣認可のこの寄附行為は、平成16年4月1日から施行する。

附 則

この寄附行為は、文部科学大臣認可の日（平成16年3月3日）から施行する。

附 則

この寄附行為は、平成16年4月1日から施行する。

（倉敷芸術科学大学 芸術学部 工芸学科の存続に関する経過措置）

倉敷芸術科学大学 芸術学部 工芸学科は、改正後の寄附行為第4条第2号の規定にかかわらず平成16年3月31日に当該学科に在学する者が当該学科に在学しなくなるまでの間、存続するものとする。

附 則

この寄附行為は、平成17年4月1日から施行する。

附 則

この寄附行為は、文部科学大臣認可の日（平成17年6月6日）から施行する。

附 則

この寄附行為は、平成18年4月1日から施行する。

（岡山理科大学 工学部 応用化学科の存続に関する経過措置）

岡山理科大学 工学部 応用化学科は、改正後の寄附行為第4条第1号の規定にかかわらず平成18年3月31日に当該学科に在学する者が当該学科に在学しなくなるまでの間、存続するものとする。

附 則

この寄附行為は、文部科学大臣認可の日（平成18年5月23日）から施行する。

附 則

この寄附行為は、平成19年4月1日から施行する。

（岡山理科大学 工学部 電子工学科の存続に関する経過措置）

岡山理科大学 工学部 電子工学科は、改正後の寄附行為第4条第1号の規定にかかわらず平成19年3月31日に当該学科に在学する者が当該学科に在学しなくなるまでの間、存続するものとする。

附 則

この寄附行為は、文部科学大臣の認可の日（平成19年12月3日）から施行する。

附 則

この寄附行為は、文部科学大臣の認可の日（平成20年1月8日）から施行する。

附 則

この寄附行為は、平成20年4月1日から施行する。

（倉敷芸術科学大学 芸術学部 映像・デザイン学科、産業科学技術学部 コンピュータ情報学科及び産

業科学技術学部 起業学科の存続に関する経過措置)

倉敷芸術科学大学 芸術学部 映像・デザイン学科、産業科学技術学部 コンピュータ情報学科及び産業科学技術学部 起業学科は、改正後の寄附行為第4条第2号の規定にかかわらず平成20年3月31日に当該学科に在学する者が当該学科に在学しなくなるまでの間、存続するものとする。

附 則

この寄附行為は、平成21年4月1日から施行する。

(倉敷芸術科学大学 産業科学技術学部コンピュータ情報学科(通信教育課程)の存続に関する経過措置)

倉敷芸術科学大学 産業科学技術学部コンピュータ情報学科(通信教育課程)は、改正後の寄附行為第4条第2号の規定にかかわらず平成21年3月31日に当該学科に在学する者及び当該学科に平成22年度までに編入学する者が当該学科に在学しなくなるまでの間、存続するものとする。

附 則

この寄附行為は、平成22年4月1日から施行する。

附 則

この寄附行為は、平成23年4月1日から施行する。

附 則

この寄附行為は、平成24年4月1日から施行する。

(千葉科学大学 大学院 薬科学研究科の存続に関する経過措置)

千葉科学大学 大学院 薬科学研究科は、改正後の寄附行為第4条第3号の規定にかかわらず平成24年3月31日に当該研究科に在学する者が当該研究科に在学しなくなるまでの間、存続するものとする。

附 則

この寄附行為は、平成25年4月1日から施行する。

(千葉科学大学 危機管理学部 航空・輸送安全学科の存続に関する経過措置)

千葉科学大学 危機管理学部 航空・輸送安全学科は、改正後の寄附行為第4条第3号の規定にかかわらず平成25年3月31日に当該学科に在学する者が当該学科に在学しなくなるまでの間、存続するものとする。

附 則

平成25年3月4日文科科学大臣認可のこの寄附行為は、平成25年4月1日から施行する。

附 則

この寄附行為は、平成25年5月1日から施行する。

附 則

この寄附行為は、文部科学大臣の認可の日(平成25年5月28日)から施行する。

附 則

この寄附行為は、平成25年11月1日から施行する。

附 則

この寄附行為は、文部科学大臣の認可の日（平成25年12月18日）から施行する。

附 則

平成26年3月5日文部科学大臣認可のこの寄附行為は、平成26年4月1日から施行する。

附 則

この寄附行為は、平成26年4月1日から施行する。

（倉敷芸術科学大学 芸術学部 デザイン学科、生命科学部 生命動物科学科の存続に関する経過措置）

倉敷芸術科学大学 芸術学部 デザイン学科、生命科学部 生命動物科学科は、改正後の寄附行為第4条第2号の規定にかかわらず平成26年3月31日に当該学科に在学する者が当該学科に在学しなくなるまでの間、存続するものとする。

附 則

この寄附行為は、平成26年4月1日から施行する。

附 則

平成26年3月27日文部科学大臣認可のこの寄附行為は、平成26年4月1日から施行する。

附 則

この寄附行為は、文部科学大臣の認可の日（平成26年10月16日）から施行する。

附 則

この寄附行為は、平成27年4月1日から施行する。

（岡山理科大学 工学部 生体医工学科の存続に関する経過措置）

岡山理科大学 工学部 生体医工学科は、改正後の寄附行為第4条第1号の規定にかかわらず平成27年3月31日に当該学科に在学する者が当該学科に在学しなくなるまでの間、存続するものとする。

附 則

この寄附行為は、平成27年5月1日から施行する。

附 則

この寄附行為は、文部科学大臣の認可の日（平成27年8月31日）から施行する。

附 則

この寄附行為は、平成28年4月1日から施行する。

附 則

この寄附行為は、平成29年4月1日から施行する。

（千葉科学大学 危機管理学部 工学技術危機管理学科の存続に関する経過措置）

千葉科学大学 危機管理学部 工学技術危機管理学科は、改正後の寄附行為第4条第3号の規定にかかわらず平成29年3月31日に当該学科に在学する者が当該学科に在学しなくなるまでの間、存続するも

のとする。

附 則

この寄附行為は、文部科学大臣の認可の日（平成29年4月17日）から施行する。

附 則

この寄附行為は、平成29年5月1日から施行する。

附 則

この寄附行為は、文部科学大臣の認可の日（平成29年8月29日）から施行する。

附 則

この寄附行為は、文部科学大臣の認可の日（平成29年11月14日）から施行する。

附 則

平成30年3月23日文部科学大臣認可のこの寄附行為は、平成30年4月1日から施行する。

附 則

この寄附行為は、平成30年4月1日から施行する。

附 則

この寄附行為は、平成31年4月1日から施行する。

（千葉科学大学 危機管理学部 危機管理システム学科及び危機管理学部 医療危機管理学科の存続に関する経過措置）

千葉科学大学 危機管理学部 危機管理システム学科及び危機管理学部 医療危機管理学科は、改正後の寄附行為第4条第3号の規定にかかわらず平成31年3月31日に当該学科に在学する者が当該学科に在学しなくなるまでの間、存続するものとする。